

さくら花見堂の会規約細則

(目的)

第1条 この規則は、さくら花見堂(花見堂複合施設)を運営するために定められた、さくら花見堂の会規約(以下:規約という)の施行に関し必要な事項を定めるものである。

(会員)

第2条 規約第6条に定めるこの会の会員は、さくら花見堂の会の目的に賛同し、さくら花見堂で活動する団体・個人をいう。

- (1)会員は、さくら花見堂の会の活動(総会・年数回のイベントなど)に参加・協力する。
- (2)団体会員は、遊戯室・広場・地区会館会議室、フリースペースに関して、さくら花見堂の会と世田谷区が調整する利用枠の範囲で使用することができる。

第3条 会員の登録

- (1)登録を希望する団体・個人は、憲章の趣旨及び規約に書面で合意し、登録申込書を作成し、さくら花見堂の会運営会(以下運営会)に提出すること。
- (2)登録期間は年度単位の1年間とする。
- (3)登録を継続する場合は、総会への出席をもって自動更新とする。

(運営定例会)

第4条 規約第12条に定める運営定例会の運営については以下のとおりとする。

(1)内容

- ①緊急・重要事項の決定
- ②会員登録の可否判断
- ③会員の施設利用の調整
- ④細則の制定・改定

(2)会議

- ①月1回程度の頻度で開催し、会務執行に係る審議等を行う。
- ②運営定例会の司会は、代表委員の持ち回りとする。
- ③運営定例会に諮る事柄がある場合は、原則として会議予定日の1週間前までに管理事務室に内容を提出する。
- ④運営定例会の決議は、会議の討議内容等を十分に検討したうえで、司会を含めた構成員の合議をもって決議する。また、司会は出席している構成員以外の会員等の一部または全部に決議参加を求めることができる。

(代表委員会)

第5条 代表委員会と世田谷区から施設の管理委託業務を受託した事業者(以下、管理事務所)との連携・協力の実務の役割分担の例として以下を示す。

(1)代表委員会

運営定例会の決定事項の推進、金銭管理、広報・ホームページの運営管理、事業計画案、予算案、決算案の作成など。

(2)管理事務所

(区からの委託業務を含む)

- ①施設の設備・備品の維持管理
- ②団体の施設利用にあたっての運営管理
- ③施設利用予約の管理、貸出実務
- ④ホームページの更新
- ⑤会の金銭会計の実務(口座管理、現金出納を含む)
- ⑥会費の徴収事務

(経理)

第6条 規約第12条に定める会費の額、徴収方法は以下のとおりとする。

(1)金額

なお、会費は、会員の施設利用料または施設利用権の対価ではない。

団体会員 年額 12,000円

個人会員 無料とする

賛助会員 無料とする

(2)特別な事情があった場合、運営定例会の議を経て、一部または全部の会員から追加の会費を徴収することができる。

例:一部会員の活動にあたり、やむを得ずさくら花見堂の会としての支出が発生する場合等。

(3)正当な理由なく、会費の支払いを総会終了時から2か月以上滞納した場合は、支払いが確認されるまで会員としての資格及び権利を停止する。

(4)徴収方法

①当該年度分を総会開催後一括して、遅滞なく速やかに支払うものとする。

②下記口座に団体名で振込ものとする。(手数料は振込者負担とする)

昭和信用金庫 本店

口座番号 1273392

口座名義 サクラハナミドウノカイ さくら花見堂の会

③納入された会費は、年度途中で退会した場合でも返還しない。

④年度途中の登録は、登録月以降分を一括して支払うものとする。

第7条 会費は、さくら花見堂の会が実施する活動のために供するものとし、管理および使用については会計を経る。

また、会計年度ごとに監査を経て総会に報告される。

(施設利用)

第8条 団体会員の施設利用

(1) 団体会員は、地域の文化・交流・コミュニティ活動促進等のため、運営定例会議の議を経て、会員としての施設利用を申請することができる。

(2) 施設の利用にあたって以下の点を遵守すること。

① 届出以外の団体の使用は禁止とし、使用权の譲渡・転貸をしてはならない。

② 利用に際しては、既定の申し込み 手続きをとり、利用後の整備・清掃や消灯、戸締りごみの持ち帰りを確実に行う。

③ 使用中に生じた事故及び損害については、管理事務室に報告し、使用者の責任において処置・解決する。

④ 施設の設備・備品類を破損・紛失した場合は、速やかに管理事務室に報告すること。ただし、故意に破損・紛失した場合は、利用者の責任で弁償する。

⑤ 各団体の物品は自己の責任において管理する。

また遊戯室倉庫など第12条で指定する場所以外には置かないこと。

第9条

(1) 団体会員の利用日は、登録時に運営定例会で調整のうえ、確定する。

(2) 同一会員の利用は、原則曜日・時間枠を固定とし、週3コマを上限とする。(フリースペースを除く)

(3) 利用日を変更する場合は、運営定例会に報告し、承認を得ること。

他の団体会員と調整が必要な場合も必ず運営定例会または代表委員会を通じて行うこと。

第10条 利用調整

(1) 各団体会員は、世田谷区北沢総合支所地域振興課および児童課が利用、または利用承認した場合や、運営定例会が利用承認した場合は、団体会員の定期的な利用や既に申請していた内容であっても、使用できない場合があることを了承する。

(2) 前項により利用を取り消された会員が被る不利益について、さくら花見堂の会及び世田谷区は、その責を負わないものとする。

第11条 団体会員への物品保管場所貸与等

(1) 団体会員が利用時に使用する物品の置き場所として以下を貸与する。

① 2階スタッフルーム内棚

② 2階スタッフルーム横倉庫棚のうち、区が指定した棚

③ 広場用物品庫内棚のうち、区が指定した棚

(2) (1)の各団体会員の利用箇所は、代表委員会を通じて、各団体間で調整の上確定すること。

(3)各団体会員の物品は、各団体の責任において管理すること。

(改定)

第12条

(1)この細則は、運営定例会において、出席者の賛成多数をもって改定することができる。

(2)前項の議決権は、総会議決権(規約第9条7項)に順ずる。

付則

この規約は、令和4年5月9日より施行する。

一部改正：令和4年7月11日。